

令和2年12月11日

札幌市「すすきの・狸小路」における  
営業時間短縮・酒類提供時間制限の期間延長について

<北海道商工会議所連合会>

北海道は、下記対象地域に要請している「営業時間短縮」「酒類提供の時間制限」について、当初12月11日（金）迄としていた協力要請期間を延長すると発表しました。利用者におかれましてはご留意いただき、要請にご協力をお願いいたします。

記

1. 営業時間の短縮 ※対象：酒類提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ等）

区 域 ①札幌市中央区「南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目まで」  
②札幌市中央区「狸小路1丁目から7丁目までの狸小路に面する区域」  
**延長期間** 令和2年12月12日（土）から12月25日（金）まで  
営業時間 午後10時まで（午後10時～午前5時までは営業を自粛）

2. 酒類提供の時間制限 対象：酒類提供を行う料理店・食堂等（居酒屋、ラーメン店、そば屋等）

区 域 同 上  
**延長期間** 同 上  
酒類提供時間 午後10時まで（午後10時～午前5時までは酒類提供を自粛）

利用者皆様は、上記区域における午後10時以降の酒類提供施設（午後10時以降の酒類提供自粛に依拠している施設を除く）の利用を控えて頂きますようお願い致します。

※北海道が発表した「集中的に取り組む施策」の全容は、下記 URL をご参照ください。  
（北海道庁 HP） [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/1210honbukaigi29\\_02.pdf](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/1210honbukaigi29_02.pdf)